

第69回



定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月10日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）

開催
場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA
2階「瑞雲の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図を
ご参照ください。）

電子提供制度の施行による発送物の変更について

従前書面でお送りしていました株主総会資料は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することになりました。お手数ですが、本招集ご通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願いします。

本招集ご通知には、株主総会議案をご確認いただけるよう、株主総会参考書類の内容を記載いたしましたので、ご参照ください。

なお、書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を同封しております。

次回以降、書面での資料の送付をご希望される株主様は、基準日（3月20日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。

議案

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第69回定時株主総会を2026年6月10日(水)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

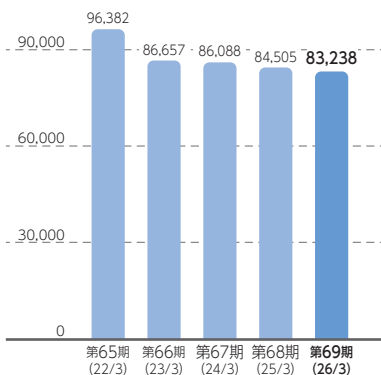
株主総会の議案および事業の概要につき申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2026年5月
代表取締役社長 中野 義久

【業績ハイライト(連結)】

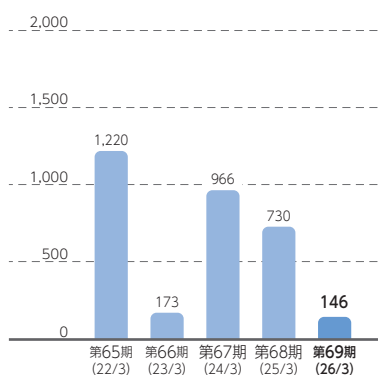
■ 営業収益(売上高+営業収入)

(百万円)
120,000



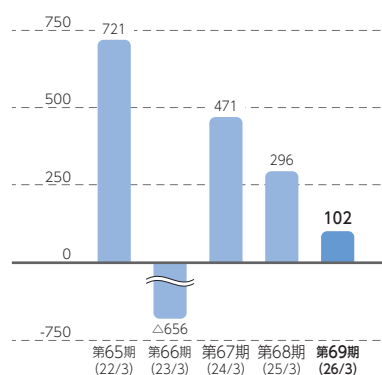
■ 経常利益

(百万円)
2,500



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)
1,000



当社グループは、2022年2月に創業100周年を迎え、次の100年に向けた成長戦略の基盤づくりのため、「企業理念」と「使命」を制定しております。

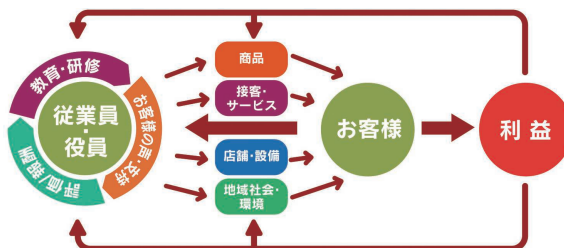
企業理念

- ① ヤマナカグループは、地域のお客様はじめすべての人たちの「健康」で「豊か」で「笑顔」あふれる「幸せ」な日常生活に貢献できることを目指します。そして、そのことがわれわれの「喜び」でもあり「幸せ」でもあると感じることができる企業グループを目指します。
- ② すべての従業員がヤマナカグループの一員であることに誇りを持って、「ヤマナカグループの主役」として自発的に生き活きと楽しく働き、やりがいと日々の成長を感じることができる企業グループを目指します。
- ③ ヤマナカグループは、常に世の中に新しい価値を生み出すことにチャレンジし、次の100年も地域になくってはならない身近な存在であり続けます。そして、地域の皆様から信頼され、地域とともに発展する企業グループとして、また、さまざまな取り組みを通じて地球環境にもやさしい企業グループを目指します。

◆概念図



◆「顧客価値を創造する」取り組みの循環図



使命

『顧客価値を創造する』

お客様にヤマナカグループの価値を認めていただくこと、ヤマナカで買い物をするに価値を感じていただくこと、そうした顧客価値を創り出すこと

企業行動憲章

1. 企業活動の基本姿勢

当社グループは、企業理念に基づきお客様に満足いただける品質、価値ある商品、安全かつ安心な商品、サービスなどお客様に喜ばれる販売活動を実施することにより地域社会の発展に寄与する。

2. 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、社会から信頼される企業を目指し、法令、社会通念および社内ルールを遵守し、良識ある企業活動を実践する。また、当社グループは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切係わらないこととする。

3. 情報の開示

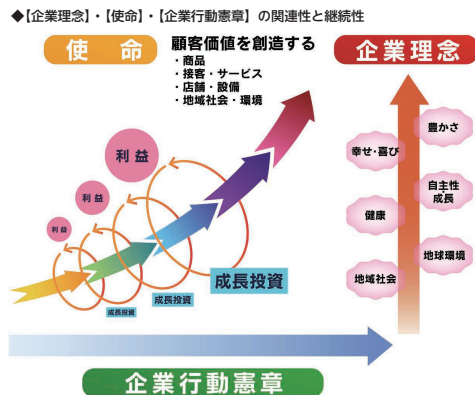
当社グループの定める開示ルールに基づき、必要な企業情報を公正かつ適時に開示する。

4. 地域環境への配慮

当社グループは、企業方針に基づき地球温暖化防止、資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組み、地域社会との調和に努め、環境保全と地域社会発展が両立する継続的な活動をおこなうこととする。

5. 従業員の尊重

当社グループは、従業員の人格及び個性を尊重するとともに、職場環境の整備に取り組み、従業員がその能力を十分に発揮しうる健全な企業環境を確保する。



(証券コード8190)
2026年5月26日
(電子提供措置の開始日2026年5月19日)

株 主 各 位

名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1
株 式 会 社 ヤマナカ
代表取締役社長 中 野 義 久

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.super-yamanaka.co.jp/company/ir/shareholder/>



【名古屋証券取引所ウェブサイト】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



証券コードまたは銘柄名（会社名）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」に掲載されている情報を閲覧ください。

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスしID・初期パスワードをご入力ください。

また、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、事前に議決権をご行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月9日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月10日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期(2025年3月21日から2026年3月20日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会の決議ご通知は、株主総会后、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.super-yamanaka.co.jp>)に掲載させていただく予定です。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

- 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2026年6月10日(水曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。

事前にご行使いただける場合

- 書面による議決権行使 ●

行使期限

2026年6月9日(火曜日)
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

- パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2026年6月9日(火曜日)
午後6時00分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

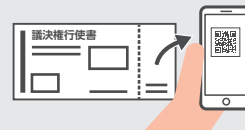
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

- 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2026年6月9日(火曜日)
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

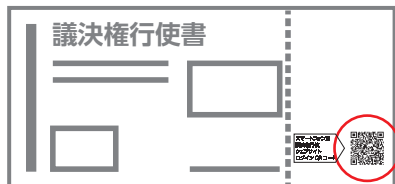
その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

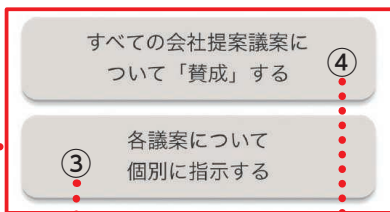


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

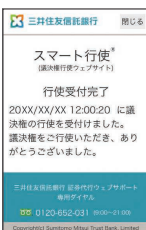


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります。(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

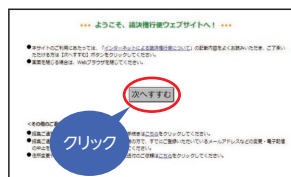
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

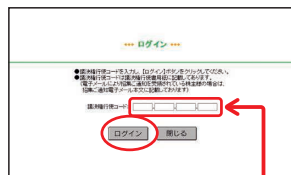
パソコン等によるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

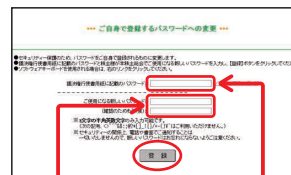


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	なかのよしひさ 中野義久	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	おおやまひでき 大山秀樹	取締役 専務執行役員 本部長	再任
3	なかのゆうすけ 中野雄介	取締役 専務執行役員 副本部長	再任
4	にわますみ 丹羽真清	取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>1</p> <p>再任</p>	 <p>なか の よし ひさ 中野義久 (1956年5月12日生)</p>	<p>1985年3月 当社入社 1990年6月 当社取締役 1992年6月 当社常務取締役 1994年6月 当社専務取締役 1996年2月 当社代表取締役副社長 1997年5月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)</p>	<p>6,000株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 中野義久氏は、1997年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての見識、豊富な経験と実績を有しております。スーパーマーケット事業に精通し、当社の経営全般を統括する最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
<p>2</p> <p>再任</p>	 <p>おお やま ひで き 大山秀樹 (1962年5月7日生)</p>	<p>1986年4月 三菱商事株式会社入社 2009年4月 同社農産ユニット 米・青果物チームリーダー 2010年5月 株式会社神明専務取締役 2013年2月 三菱商事株式会社中部支社生活産業部長 2014年6月 アルビス株式会社専務取締役 2017年5月 当社入社 2017年6月 当社専務取締役 2020年9月 当社取締役 専務執行役員 本部長 (現任)</p>	<p>8,100株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 大山秀樹氏は、総合商社において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識に加え、スーパーマーケット事業の企業経営に関する経験と実績を有しております。当社においては取締役専務執行役員として本部を統括し、今後も本部の責任者として営業戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3 再任	 <p data-bbox="269 450 515 526"> <small>なか の ゆう すけ</small> 中 野 雄 介 (1984年 5 月14日生) </p>	<p>2014年 2 月 当社入社</p> <p>2015年 2 月 当社商品部デリカ部門バイヤー</p> <p>2016年 3 月 当社開発部課長</p> <p>2018年 3 月 当社営業戦略課長</p> <p>2019年10月 当社松原店店長</p> <p>2020年 9 月 当社エリア店長兼松原店店長</p> <p>2021年 9 月 当社商品・販売促進ユニット長</p> <p>2022年 6 月 当社執行役員企画ユニット長</p> <p>2024年 3 月 当社執行役員企画ユニット長兼 企画チームリーダー</p> <p>2024年 6 月 当社取締役 専務執行役員 副本部長 (現任)</p>	19,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 中野雄介氏は、当社各部署の経験を積み、その高い能力と見識に加え、当社の業務全般に精通しております。業務に精通した立場から当社経営に関する戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p>4</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>に わ ま すみ 丹 羽 真 清 (1956年1月7日生)</p>	<p>1978年4月 チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社入社</p> <p>1999年11月 デザイナーフーズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2004年6月 デリカフーズ株式会社(現デリカフーズホールディングス株式会社)取締役</p> <p>2013年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年2月 同社取締役(未来創造最高役員)</p> <p>2020年3月 デザイナーフーズ株式会社顧問</p> <p>2020年7月 当社社外取締役(現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>一般社団法人食と農の生命科学研究会 代表理事</p> <p>公益財団法人日本ヘルスケア協会理事</p> <p>一般社団法人日本アマニ協会理事</p> <p>株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー取締役</p> <p>公益財団法人ヤンマー資源循環支援機構理事</p> <p>一般社団法人プラネタリーヘルスイニシアティブ理事</p>	<p>1,900株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>丹羽真清氏は、「食と健康」の分野に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。食の専門家としての経験や知識を活かし、独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。選任後は、会社経営者として「食や健康」の分野の豊富な経験と幅広い知識に基づく、経営的視点からの監督とアドバイスを期待しております。</p>			


- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丹羽真清氏は、社外取締役候補者であります。
3. 丹羽真清氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年11か月となります。
4. 丹羽真清氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 丹羽真清氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、丹羽真清氏が再任された場合、当社は丹羽真清氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役横井陽子氏および奥谷浩之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関し、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 新任 社外 独立	 はし もと しゅう ぞう 橋本修三 (1956年4月5日生)	1987年4月 小栗法律事務所入所 1992年4月 橋本法律事務所開設 所長(現任) 2004年4月 愛知県弁護士会 副会長 2010年4月 名古屋地方・簡易裁判所民事調停委員 (現任) 2012年1月 東海テレビ放送株式会社「オンブズ東海」 委員(現任) 2016年4月 国立研究開発法人国立長寿医療研究センタ ー 監事(現任) 2020年6月 C K D株式会社 監査役(現任) <重要な兼職の状況> 橋本法律事務所 所長 国立研究開発法人国立長寿医療研究センタ ー 監事 C K D株式会社 監査役	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 橋本修三氏は、弁護士としての法律に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として、客観的、中立的な立場から監査機能、法的リスクの早期発見・助言およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2 新任 社外 独立	 く ぼ ち な み 久 保 知 奈 美 (1976年7月5日生)	1999年4月 株式会社デンソー入社 2003年10月 中央青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2021年5月 刈谷公認会計士・税理士事務所入所 2024年4月 愛知県農業協同組合等専門検査員（現任） 2026年1月 久保公認会計士事務所開設 代表（現任） <重要な兼職の状況> 久保公認会計士事務所 代表 愛知県農業協同組合等専門検査員	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 久保知奈美氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門知識と企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識、女性ならではの視点を活かし、客観的、中立的な立場から監査を実施していただくことで、当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者は、新任候補者であります。各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本修三氏および久保知奈美氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 橋本修三氏および久保知奈美氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 橋本修三氏および久保知奈美氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏が選任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役の専門性と経験

本定時株主総会終結後の取締役（予定）に期待する知見・経験は、次のとおりであります。

取締役		取締役に期待する知見・経験							
		経営全 般・経営 戦略	事業戦 略・新規 事業開発	サステナ ビリティ	ガバナン ス	リスクマ ネジメン ト・法務	人材育成	DX	財務・会 計
中野義久	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○	○	○	○		
大山秀樹	取締役 専務執行役員	○	○		○	○	○	○	○
中野雄介	取締役 専務執行役員		○	○		○	○	○	
丹羽真清	社外取締役	○		○	○			○	
笹尾清隆	取締役 (常勤監査等委員)				○	○			
橋本修三	社外取締役 (監査等委員)	○			○	○	○		
久保知奈美	社外取締役 (監査等委員)				○	○			○

(注) 上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。

以 上

事業報告

(2025年3月21日から
2026年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復が続く一方で、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価上昇、さらには世界情勢の緊迫化などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、エネルギー価格や原材料価格の高騰により、食品をはじめとするあらゆる物の値段が上昇していることや実質賃金の減少に伴い、消費者の節約志向が継続しております。また、スーパーマーケットの運営にあたっては、最低賃金の上昇と人手不足を背景に人件費全体が高騰するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは2027年3月期までの中期3ヵ年計画の2期目として、持続的成長を確かなものにするため、「①既存ビジネスモデルの進化」「②経営効率の向上」「③イノベーションの創造」を「戦略の3本柱」に掲げ、各種施策に取り組んでおります。

既存ビジネスモデルの進化では、上述のような状況のなか、お客様の節約志向へ対応するため、ヤマナカオリジナル商品のお試しセールや増量セールなどを実施し、販売拡大に努めました。また、POPのサイズやデザイン、取り付け方法を見直し、お値打ち情報がより分かりやすく伝わる売場づくりを行いました。商品面では、「ヤマナカ・フランテならでは商品」の開発・販売強化を進めました。ヤマナカ店舗では、厳選した国産牛を使用した新ブランド「暁（あかつき）」の販売を開始し、フランテ店舗では、全国の産地から選び抜いた国産黒毛和牛の新ブランド「雅（みやび）」を導入しました。



国産牛新ブランド「暁（あかつき）」



ヤマナカオリジナル カステラロール

なお、「全国スーパーマーケット おいしいもの総選挙2025」において、「ヤマナカオリジナル カステラロール」がスイーツ部門で金賞を受賞し、「ファベックス 惣菜・べんとうグランプリ2026」では、「お魚屋さんの海宝漬け丼」が優秀賞を受賞するなど、当社の商品力が高く評価されました。

さらに、「好事例の横展開と経営資本の傾斜配分」を進め、ヤマナカ店舗では、改装等を経て業績が好調な店舗の取り組みを他店舗に展開するとともに、最新売場への改装を実施しました。フランテロゼ3店舗（覚王山・八事・白壁）では、東海地方で唯一無二の店舗を目指し、フランテロゼコンセプトのさらなる磨き上げを行いました。フランテ店舗では、フランテブランドの向上と収益拡大を進めました。

また、接客・接客力の向上を目的として全従業員への教育を継続的に実施するとともに、「ヤマナカ接客・接客コンテスト」を開催し、店舗サービスの底上げを図りました。

経営効率の向上では、不採算店舗の業績改善に取り組むとともに、従業員の多能化を推進し、生産性の向上を進めました。教育・研修体制の整備として、階層別研修に加え、新たに選抜研修を実施し、従業員の能力開発を図りました。また、働きやすい職場づくりの一環として、役職定年の廃止や休暇制度の見直しを行いました。加えて、店舗における設備や仕器の更新、本部における新システム導入やデジタル化の推進により、業務の効率化と労働生産性の向上に努めました。

イノベーションの創造では、新たなチャレンジに経営資本を傾斜し、ビジネスチャンスの拡大を図っております。改装店舗では、スマートフォンの位置情報を活用したデータマーケティングにより、お客様のニーズに対応した売場づくりを実施しました。また、デジタル技術を活用してビジネスモデルの変革をもたらすために、デジタル人材の育成にも注力しております。



つるまい店 売場



やまるん

店舗施策では、2025年7月に柴田店（名古屋市南区）、8月につるまい店（名古屋市中区）、9月にアルテ津新町（三重県津市）、11月に岡崎北店（愛知県岡崎市）をリニューアルしました。生鮮・惣菜売場を中心に、鮮度・品質・産地にこだわった商品を強化するとともに、近年需要の高いトレンド商品である生活雑貨や調理器具、食品を扱う専門店の商品を取り揃え、より買い回りしやすい売場へ刷新しました。

また、システム更改に伴う都合により、衣料品事業の縮小を実施し、ヤマナカ9店舗で

展開していた衣料品・生活雑貨ブランド「エスポ」の販売を中止しました。あわせて、18店舗において衣料品売場の大幅な縮小を行いました。

販売施策としては、ヤマナカオリジナルキャラクター「やまるん」を制作し、やまるんスタンプラリー、やまるんグッズがもらえる企画などを行いました。また、ヤマナカオリジナル商品を買って当てようキャンペーンやポイント増し増しセール、メーカーとの共同企画を多数実施しました。

地域社会への貢献としては、東山植物園「花いっぱいプロジェクト」へ参画し緑化に関する取り組みを継続するとともに、生産者・食品メーカーと連携した収穫・調理体験ができる「こまつな収穫体験」を行うなど、親子で楽しめる食育活動を実施しました。

環境面では、予約販売強化や在庫適正化による食品ロス削減、太陽光パネルの活用、冷凍ケースや空調設備更新によるCO₂排出量削減、プラスチック製資材の使用量削減など、環境負荷低減に向けた取り組みを継続しております。

リスクへの対応については、南海トラフ地震など大規模災害への備えとして、既存のBCP（事業継続計画）を抜本的に見直し、お客様と従業員の安全を最優先とした体制強化に取り組みました。

以上のような施策の実践により、当連結会計年度における経営成績は、売上高に営業収入を加えた営業収益は832億38百万円（前期比1.5%減）となりました。利益面においては、粗利益高の減少により、営業損益は27百万円の損失（前期は5億85百万円の利益）、経常利益は1億46百万円（前期比79.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億2百万円（前期比65.5%減）となりました。

なお、セグメント別の実績については、当社グループは「小売事業及び小売周辺事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、9億1百万円であります。

その主なものとして、岡崎北店、つるまい店など既存店活性化のための改装投資などを行いました。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、少子高齢化の進行による小売市場の縮小に加え、物価上昇や実質賃金の低下を背景とした節約志向の高まりにより、依然として厳しい状況が続いております。また、ディスカウントストアやネット通販の拡大など業種・業態の枠を越えた競争の激化に加え、他エリアからの同業他社の進出により、販売競争は一層厳しさを増しております。コスト面においても、建設費や光熱費の高騰による設備費の増加、人手不足や最低賃金の上昇に伴う人件費の増加、さらには金利上昇の影響などにより、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社グループはこのような経営環境の激変を克服するため、2027年3月期を現中期3ヵ年計画の最終年度として位置付けるだけでなく、来期から始まる次期中期3ヵ年計画の助走期間としても位置づけ、第70期の戦略方針として「フレッシュ・ドライヴズ・グロース (Fresh Drives Growth)」を掲げ、売上成長を軸とした経営への転換を進めてまいります。

既存ビジネスモデルの進化では、デリカ・水産・農産・畜産を中心とした生鮮部門を成長エンジンと位置づけ、商品開発力・売場提案力の強化を通じて、生鮮の魅力と差別化を一層高めることで、お客様から「選ばれる店づくり」を推進してまいります。また、デリカ部門の抜本的な強化に取り組み、デリカ事業部門の再編や人材投資を通じて、「デリカのヤマナカ」の実現を目指してまいります。あわせて、Every Day Reasonable Price (EDRP) を基軸とした政策と、生鮮を核とした日々の魅力ある売場づくりを組み合わせることで、「毎日来たくなる店」の実現を目指し、既存店活性化に注力してまいります。

経営効率の向上では、「経営資本の配分見直し」として既存店の収益改善を推進するとともに、店舗への最新設備・什器の導入や、本部におけるシステム刷新、デジタル化の推進により、業務効率化と労働生産性の向上を図ってまいります。また、従業員の能力向上を目的とした教育・研修体制の充実にも継続して取り組んでまいります。

イノベーションの創造においては、「新たなチャレンジ」を掲げ、ヤマナカアプリを活用したデータマーケティングにより、商品・サービスの差別化を図るとともに、DXやAIの活用を通じた新たなお客様価値の創造に取り組んでまいります。あわせて、これらの取り組みを支える基盤として、デジタル人材の採用および育成にも注力してまいります。

ガバナンスの強化については、監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能を一層強化し、健全かつ透明性の高い経営体制を構築することで、コーポレートガバナンスの充実および企業価値の向上を目指してまいります。

当社グループは、これまで推進してきた「健康経営」に加え、「健康」と「Well-being (心身ともに社会的に豊かな生活、多面的な幸福)」の実現に取り組んでまいります。従業員一人ひとりが生き生きと働き、健康で楽しく仕事ができる職場環境づくりを進めるとともに、従業員およびお客様に対し、「食」にとどまらない幅広い視点から健康につながる活動をグループ全体で推進してまいります。これらの取り組みを通じて、「健康寿命」の延伸に貢献できる企業を目指してまいります。

また、当社グループ全体で「サステナビリティ経営」を推進し、地球環境および地域環境の保全に向けた取り組みや、地域のお客様とともに発展するための社会貢献活動に積極的に取り組んでまいります。

さらに、「お客様と従業員の命を守る」ことを根幹に据え、安全配慮施策およびリスクマネジメント体制の強化に継続して取り組んでまいります。大規模地震や火災などの各種災害への対応、感染症・食中毒・事故の未然防止に向けた対策を講じるとともに、基本作業の徹底・遵守を通じて労働災害の撲滅を目指してまいります。あわせて、サイバー攻撃や不正アクセス、システム障害などの情報セキュリティリスクへの対応を強化し、個人情報および会社情報の適切な管理とセキュリティ水準の向上を図ってまいります。

加えて、法令および社会規範の遵守、ならびに適切な情報公開を通じて、社会から信頼される企業グループを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

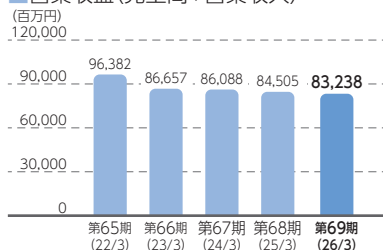
(5) 財産および損益の状況の推移

区分	期別	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	(当連結会計年度) 2026年3月期
営業収益 (百万円)		86,657	86,088	84,505	83,238
経常利益 (百万円)		173	966	730	146
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△656	471	296	102
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)		△34円19銭	24円61銭	15円59銭	5円38銭
総資産 (百万円)		39,565	40,759	41,827	42,401
純資産 (百万円)		16,109	17,299	17,401	18,061
1株当たり純資産額		836円73銭	910円98銭	913円85銭	948円38銭

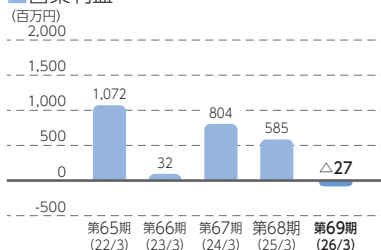
(注) 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

【ご参考】

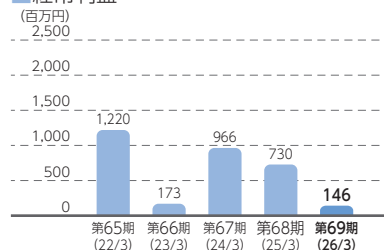
■ 営業収益 (売上高+営業収入)



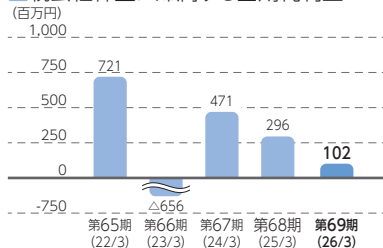
■ 営業利益



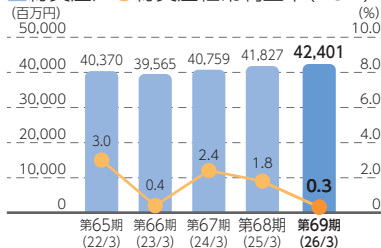
■ 経常利益



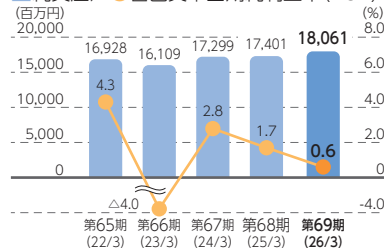
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 総資産 / 総資産経常利益率 (ROA)



■ 純資産 / 自己資本当期純利益率 (ROE)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
プレミアムサポート株式会社	30	100.0	店舗・設備等の管理メンテナン スおよびスポーツクラブの運営
サンデイリー株式会社	31	100.0	日配品・米飯類の製造・販売 および店舗等の賃貸

(7) 主要な事業内容

当社グループは、食品スーパーマーケット事業を中核とする小売事業およびそれに附帯する小売周辺事業を営んでおります。

(8) 主要な事業所

①当 社

本 社 名古屋市中村区
 物 流 セ ン タ ー 大府東海物流センター（愛知県東海市）
 生鮮加工センター しおなぎ生鮮センター（名古屋市港区）
 店 舗 59店舗

所在地	店 舗 名	店舗数
愛知県	フランテロゼ八事・フランテロゼ覚王山・フランテロゼ白壁・富士見台フランテ 極 楽 フ ラ ン テ ・ 四 軒 家 フ ラ ン テ ・ 勝 川 フ ラ ン テ ・ 八 田 フ ラ ン テ 館 白土フランテ館・一宮フランテ館・安城フランテ館・豊橋フランテ館 汐田フランテ館・赤岩フランテ館・アルテ新舞子・新中島店 太平通店・アステイ店・稲葉地店・大曾根店 小田井店・柴田店・清水店・庄内通店 滝ノ水店・つるまい店・則武店・日比野店 松原店・瑞穂店・みなと当知店・安田店 西枇杷島店・神守店・パディー店・追進店 鳥居松店・共栄店・東海店・高横須賀店 大府店・粕谷台店・知多店・常滑青海店 豊田陣中店・岡崎北店・高浜店・新安城店 西尾下町店・西尾寄住店・形原店・御油店 西羽田店・二川店・田原店・アイビー長久手店	56店舗
三重県	アルテ津新町	1店舗
岐阜県	多治見フランテ・忠節フランテ館	2店舗



ヤマナカ



フランテロゼ

②主要な子会社

会社名	本社
プレミアムサポート株式会社	名古屋市緑区
サンデイリー株式会社	愛知県安城市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
780名 (2,258名)	40名減 (55名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
712名 (2,022名)	33名減 (54名減)	46.2歳	21.7年

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者 (9名) および臨時雇用者を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,204
株式会社三井住友銀行	2,026
株式会社みずほ銀行	1,155
株式会社名古屋銀行	1,078
株式会社あいち銀行	747

(注) 上記借入金残高には、当連結会計年度末の下記社債残高が含まれております。

株式会社三菱UFJ銀行適格機関投資家限定無担保社債	680百万円
株式会社みずほ銀行保証付および適格機関投資家限定無担保社債	500百万円
株式会社名古屋銀行適格機関投資家限定無担保社債	758百万円

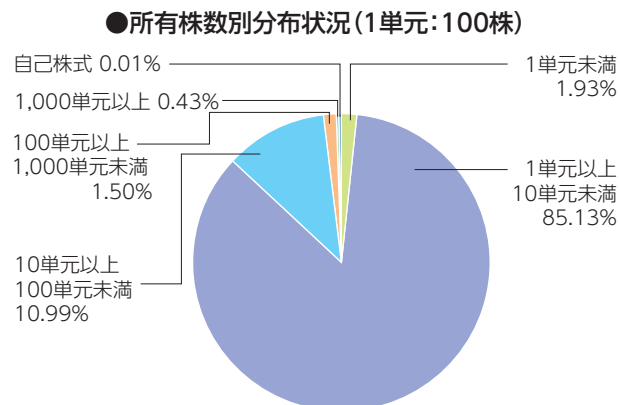
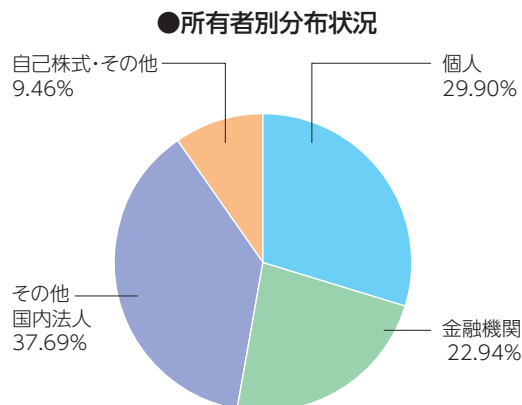
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,425,218株 (自己株式1,342,454株を含む)
 (3) 株主数 7,500名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
ヤマナカ共栄会	2,750,831	14.41
株式会社なかの	2,127,260	11.14
株式会社三菱UFJ銀行	900,044	4.71
セコム損害保険	599,294	3.14
株式会社みずほ銀行	592,434	3.10
野村證券株式会社	586,800	3.07
三井住友信託銀行株式会社	514,800	2.69
株式会社名古屋銀行	459,294	2.40
ダイナパック株式会社	383,600	2.01
株式会社ビッグヴァン	360,000	1.88

- (注) 1. 当社は、自己株式1,342,454株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 2016年8月より当社の取締役（社外取締役を除きます）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。なお自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する37,900株を含んでおりません。

【ご参考】 株式分布状況



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月20日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	中野 義久	指名・報酬委員会委員
取締役 専務執行役員	大山 秀樹	指名・報酬委員会委員 本部長
取締役 専務執行役員	中野 雄介	副本部長
取締役	丹羽 真清	指名・報酬委員会委員長 一般社団法人食と農の生命科学研究会代表理事 公益財団法人日本ヘルスケア協会理事 一般社団法人日本アマニ協会理事 株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー 取締役 公益財団法人ヤンマー資源循環支援機構理事 一般社団法人プラネタリーヘルスイニシアティブ理事
取締役 (常勤監査等委員)	笹尾 清隆	
取締役 (監査等委員)	横井 陽子	指名・報酬委員会委員 栄監査法人代表社員 横井公認会計士事務所所長 株式会社ナ・デックス社外監査役
取締役 (監査等委員)	奥谷 浩之	指名・報酬委員会委員 奥谷公認会計士事務所代表 トヨタ車体株式会社社外監査役 株式会社八神製作所社外監査役

- (注) 1. 当社は、2025年6月11日開催の第68回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 丹羽真清氏、取締役(監査等委員)横井陽子氏および取締役(監査等委員)奥谷浩之氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、笹尾清隆氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 丹羽真清氏、取締役(監査等委員)横井陽子氏および取締役(監査等委員)奥谷浩之氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 取締役(監査等委員)横井陽子氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、取締役(監査等委員)奥谷浩之氏は公認会計士の資格を有しております。両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等をこれにより填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬および長期インセンティブ型報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」から構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役位毎の職責に応じて定めることを基本としております。

短期業績連動報酬は、会社の業績達成度合いを反映した金銭報酬とし、各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の業績に対する貢献度・成果を毎期評価して算出された額を一定の時期に支給することを基本とし、目標となる指標とその値は、中期3ヵ年計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」は、役位およびあらかじめ定められた中期3ヵ年計画に基づく業績指標の達成度等に応じて、各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して毎期ポイントが付与され、退任時にポイント数に応じて株式を支給し、一定割合については金銭での支給としております。

なお、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬配分を決定するに当たって、透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会に各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績評価と報酬額を答申する手続きを経た上で、取締役会の決議に基づき報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させる観点から、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、職責等を勘案して決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から基本報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役の指名、報酬に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された委員で構成し、委員長は委員の中から取締役会の決議によって選定された社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員の中から取締役会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について審議をし、取締役会へ答申をしております。

- ・取締役候補者の選任または解任を行うにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・株主総会に付議する取締役候補者の選任または解任に関する事項
- ・代表取締役および役付取締役の選定または解職に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役候補者の選任または解任に関する事項
- ・取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・取締役の報酬に係る制度設計に関する事項
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役の報酬等の内容に関する事項
- ・代表取締役社長等の後継者計画に関する事項
- ・その他、指名・報酬委員会が必要と認めた事項

②取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2025年6月11日開催の第68回定時株主総会において報酬限度額は年額170百万円以内と決議いただいております（うち社外取締役20百万円以内および使用人兼務取締役の使用人相当額は含まない）。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名。）です。

上記報酬等の他、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2025年6月11日開催の第68回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年6月11日開催の第68回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	87	87	—	—	4
(うち社外取締役)	(5)	(5)	(—)	(—)	(1)
取締役 (監査等委員)	16	16	—	—	3
(うち社外取締役)	(10)	(10)	(—)	(—)	(2)
監査役	5	5	—	—	3
(うち社外監査役)	(2)	(2)	(—)	(—)	(2)

- (注) 1. 金銭報酬の業績連動報酬は、前連結会計年度の連結当期純利益の達成度等を業績指標としております。前連結会計年度の連結当期純利益は296百万円となりました。
2. 株式報酬の業績連動報酬は、当連結会計年度の連結売上高、連結営業利益、連結ROEの達成度等を業績指標としております。当連結会計年度の連結売上高は80,975百万円、連結営業利益は△27百万円、連結ROEは0.6%となりました。なお、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	丹 羽 真 清	一般社団法人食と農の生命科学研究会の代表理事、公益財団法人日本ヘルスケア協会の理事、一般社団法人日本アマニ協会の理事、株式会社アグリガーデンスクール&アカデミーの取締役、公益財団法人ヤンマー資源循環支援機構の理事、一般社団法人プラネタリーヘルスイニシアティブの理事を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	横 井 陽 子	栄監査法人の代表社員、横井公認会計士事務所の所長、株式会社ナ・デックスの社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	奥 谷 浩 之	奥谷公認会計士事務所の代表、トヨタ車体株式会社の社外監査役、株式会社八神製作所の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	丹 羽 真 清	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べております。また、取締役会の場において、食と健康の第一人者としての経験を活かし、鮮度管理や商品情報の伝え方などの提言を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、9回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために適宜意見を述べるなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	横 井 陽 子	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会12回、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役、監査等委員職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。なお、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、9回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために助言を行うなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	奥 谷 浩 之	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会12回、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役、監査等委員職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。なお、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に2025年4月に就任以降、8回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために助言を行うなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬を1百万円支払っております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の業務遂行状況および報酬見積り算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員会の全員一致の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。さらに、会計監査人の選任、解任または不再任に関する議案を株主総会に付議する場合には、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、当該議案に対する意見を述べるものとし

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の1つとして位置づけ、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、第69期の期末配当につきましては、1株につき5円とし、支払開始日を2026年6月11日としました。これにより、2025年12月に実施いたしました中間配当金（1株につき5円）とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき10円となります。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社グループは、企業理念を実現するために、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- ②代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ③社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）を複数（名）選任することで、取締役の職務執行に対する監督・監視機能を維持・向上する。
- ④当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ②情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- ③取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査等委員会等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織として代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定する。

- ②事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。
- ③緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画（BCP）を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社は、取締役会を定期的開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- ②当社は、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および職務執行の効率化を推進する。
- ③執行役員および当社グループの業務執行責任者は、当社グループ中期経営計画および年度事業計画達成のため、それぞれの業務計画を策定し機動的に執行する。
- ④当社グループ各社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの総合的な事業の発展を図るため、各社の経営課題解決のための積極的支援など連結経営管理基盤を体系的に整備する。
- ②グループ会社に対して原則として取締役および監査役を派遣し、各社における職務の執行が法令および定款に適合するよう監督、監査する。
- ③グループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、グループ会社の管理に関する規程に基づき、各社の営業成績、財務状況など重要な情報について当社への定期的な報告を求める。
- ④当社の内部監査室は、業務の適正性に関して当社およびグループ各社を定期的に監査し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の結果については取締役会および監査等委員会に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会より要請あるときはその求めに応じ、監査等委員会の業務を補助する取締役および使用人として適切な人材を配置する。
- ②当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査等委員会の指揮命令に従うこととする。
- ③当該使用人の任命、異動、処遇については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。

(7) 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- ②当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査等委員会に報告する。
- ③当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認したうえで迅速に当社監査等委員会に報告する。
- ④当社の内部監査室および総務チーム等は、定期的に当社監査等委員会に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社グループは、当社監査等委員会へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないとい認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は監査等委員会と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- ②監査等委員会は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
- ③監査等委員は月1回監査等委員会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- ①当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- ②これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。

本年度の主な取り組み状況は以下のとおりであります。

《法令遵守体制》

- ・当社グループの普遍的な企業の価値観、存在意義を「企業理念」として定め、「企業行動憲章」を実践し、「顧客価値創造」の実現に向けて一丸となって取り組むことを、当社グループ全体に周知した。
- ・内部通報事案に対して事実確認・対応・再発防止を実施するとともに、重要事項については適宜、代表取締役社長および監査等委員に報告した。

《情報保存管理体制》

- ・株主総会議事録、取締役会議事録並びに決裁稟議書等は、「文書取扱規程」に基づき所定場所にて管理し、業務の効率性を図った。
- ・サイバー攻撃や標的型攻撃メールに対する情報セキュリティ対策および教育を実施し、情報資産の保護を図った。

《損失危機管理体制》

- ・リスク管理委員会を年4回開催し、リスクマネジメントの適正化について協議を重ね、社内外に潜むリスクを把握し、リスクを起こさせない、もしくは最小化させるための対処方法を決定、可視化させました。引き続き適切なリスクに対応をすべく体制を整備してまいります。

＜効率性確保体制＞

- ・取締役会を17回（定例取締役会：12回、臨時取締役会：5回）開催し、経営方針・経営戦略など重要事項について意思決定した。
- ・会議の効率的な運営、議案の徹底した議論の実施、顧客価値創造実践の徹底・定着等を図るため、ウィークリーミーティングを隔週1回開催することにより、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図った。
- ・取締役会は取締役の職務執行を監督するため、各取締役から月度の業務執行状況に関して報告を受け、その内容を取締役会議事録に記録した。
- ・取締役会は、主要な組織に執行役員を配置し、迅速かつ適切な経営判断を実施した。

＜企業集団内部統制＞

- ・取締役会は、グループ各社の月次業績について報告を受けるとともに、当社グループの経営目標と進捗状況、経営課題およびその対策について審議し意思決定した。
- ・内部監査室は、グループ各社に対して全社的な内部統制に基づく評価を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告した。
- ・リスク管理委員会において連結子会社各社社長が参加し、課題共有・意見交換実施と各社リスクの特定・対応・評価報告を実施した。

＜財務報告内部統制＞

- ・取締役会は、本年度内部統制活動の事業拠点および業務プロセスの評価範囲について決議し、それに基づき整備評価および運用評価を実施した。

＜監査等委員会監査の実効性確保体制＞

- ・監査役会を3回、監査等委員会を12回開催し、監査実施状況について情報交換および協議した。
- ・監査等委員会は、四半期毎に会計監査人と会計監査に関する意見交換を実施した。
- ・監査等委員会は、代表取締役社長および業務執行責任者と定期的な意見交換を実施した。
- ・監査等委員は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席した。
- ・監査等委員会は、兼任の監査等委員会スタッフ1名を継続して配置し、監査等委員会監査の実効性向上と監査職務の円滑遂行を図った。
- ・監査等委員会は、内部監査室から内部監査計画その他モニタリングの実践計画およびその実施状況について、適時かつ適切な報告を受けた。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,904	流 動 負 債	12,521
現金及び預金	4,377	買掛金	4,551
売掛金	1,695	短期借入金	200
商品及び製品	2,732	一年内償還予定社債	582
仕掛品	0	一年内返済予定長期借入金	2,729
原材料及び貯蔵品	51	未払金	970
その他の引当金	1,048	未払費用	1,032
	△0	未払法人税等	191
固 定 資 産	32,471	賞与引当金	225
有形固定資産	21,307	契約負債	1,630
建物及び構築物	6,970	転貸損失引当金	8
機械装置及び車両運搬具	475	その他の負債	399
器具及び備品	587	固 定 負 債	11,818
土地	13,086	社債	1,356
リース資産	186	長期借入金	5,940
建設仮勘定	0	リース債務	151
無形固定資産	617	預り保証金	853
借地権	192	繰延税金負債	1,324
ソフトウェア	396	役員株式給付引当金	48
その他の資産	29	転貸損失引当金	71
投資その他の資産	10,547	資産除去債務	1,897
投資有価証券	3,951	その他の負債	175
差入保証金	3,988	負 債 合 計	24,339
繰延税金資産	21	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	2,337	株主資本	15,275
その他の引当金	287	資本	4,220
貸倒引当金	△39	資本剰余金	6,538
繰延資産	24	利益剰余金	6,554
社債発行費	24	自己株式	△2,037
		その他の包括利益累計額	2,786
		その他有価証券評価差額金	1,751
		退職給付に係る調整累計額	1,034
		純 資 産 合 計	18,061
資 産 合 計	42,401	負債・純資産合計	42,401

連結損益計算書

(2025年3月21日から
2026年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売	上		80,975
売	上		57,367
営	業		23,607
営	業		2,263
販	費		25,870
営	費		25,898
営	業		△27
受	取	93	
持	分	12	
情	報	62	
そ	の	133	301
営	業		
支	社	98	
支	社	6	
支	支	9	
そ	の	12	127
経	常		146
特	別		
特	別	488	488
固	定	52	
減	損	217	269
税	金		365
法	人	216	
法	人	46	263
当	期		102
親	会		102

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月21日から
2026年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,220	6,538	6,643	△2,039	15,362
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△190	-	△190
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	102	-	102
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	△0
株 式 給 付 信 託 に 対 する 自 己 株 式 の 処 分	-	-	△0	1	1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△88	1	△86
当 期 末 残 高	4,220	6,538	6,554	△2,037	15,275

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,452	587	2,039	17,401
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△190
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	-	102
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0
株 式 給 付 信 託 に 対 する 自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	299	447	746	746
当 期 変 動 額 合 計	299	447	746	659
当 期 末 残 高	1,751	1,034	2,786	18,061

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、プレミアムサポート株式会社、サンデイリー株式会社の2社となっております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社は、新安城商業開発株式会社の1社となっております。なお、アステイ開発株式会社は小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除いております。

(3) 連結子会社の期末決算日等に関する事項

すべての連結子会社の決算末日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法。その他の資産は定率法。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物

8年～39年

器具及び備品

5年～10年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
③引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員の本当株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
転貸損失引当金	転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。
④収益及び費用の計上基準	
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点	(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
商品の販売に係る収益認識	当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。販売における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。 なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
当社が運営するポイント制度に係る収益認識	当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。
サービスに係る収益認識	サービスに係る収益には、主に連結子会社が営む設備メンテナンスやスポーツクラブ事業の会費などが含まれております。これらの収益のうち、一定期間にわたって履行義務が充足される役務による収益については、主に日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、一時点で充足される履行義務として役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。サービスの提供における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- ⑤退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）を、当連結会計年度の期首から適用しています。これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

（固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	217
有形固定資産	21,307

有形固定資産のうち、21,242百万円はスーパーマーケット事業の計上額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損損失の金額の算出方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗又は工場、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、備忘価額をもって評価

しております。正味売却価額は、鑑定評価額もしくは一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

新規出店店舗などの合理的な事業計画の策定にあたっては、店舗ごとの平均客数・平均客単価・粗利益率・店舗人員数、成長率等につき、仮定を含む見積りを用いて策定されております。

また、将来キャッシュ・フローについては、過去のキャッシュ・フロー実績・経営環境・周辺環境等を考慮して見積もっております。

なお、あらかじめ合理的な事業計画が策定されている新規出店店舗などにつき、当初事業計画に比し実績値が著しく下方乖離するなど減損の兆候を識別し、新たに合理的な事業計画を策定した場合には、当該変更後の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積もっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって、影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に新たな減損の兆候の判定及び認識が生じる可能性があります。同期間における連結計算書類において、固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金	63百万円
建物及び構築物	371百万円
土地	3,862百万円
計	4,298百万円

②担保に係る債務

一年内償還予定社債 (銀行保証付無担保社債)	100百万円
一年内返済予定長期借入金	200百万円
社債(銀行保証付無担保社債)	400百万円
長期借入金	1,250百万円
預り保証金	63百万円
計	2,013百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 30,013百万円

(3) 保証債務

連結子会社以外の関連会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

新城商業開発株式会社

82百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地、建物等	愛知県 9物件	215
賃貸物件	建物等	愛知県 1物件	0
遊休資産	機械装置及び運搬具	愛知県 1物件	1

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗又は工場、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、備忘価額をもって評価しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 20,425,218株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,383,054	100	2,800	1,380,354

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (B B T)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当連結会計年度期首40,700株、当連結会計年度末37,900株) が含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取による増加	100株
株式報酬制度としての自己株式の処分による減少	2,800株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月11日 定時株主総会	普通株式	95	5.00	2025年3月20日	2025年6月12日
2025年10月27日 取締役会	普通株式	95	5.00	2025年9月20日	2025年12月1日

(注) 1. 2025年6月11日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2025年10月27日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年4月27日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議いたしました。

1. 配当金の総額	95百万円
2. 1株当たり配当額	5.00円
3. 基準日	2026年3月20日
4. 効力発生日	2026年6月11日

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額は、当社の配当予定金額の総額であります。

3. 配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループの資金調達は、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、店舗開設等のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債発行又はリース取引により調達しております。

また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している差入保証金は取引先企業等の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね5年以内であります。

預り保証金は、主として当社店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

③金融商品に係るリスクの管理体制

・信用リスクの管理

売掛金や差入保証金については、取引先の状況をモニタリングし、回収懸念を早期に把握する体制をとっております。また、貸倒引当金計上基準に従い、回収可能性を吟味して、必要な貸倒引当金を計上しております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図るとともに、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額のない場合には、合理的に算定された金額が含まれております。金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
その他有価証券	3,181	3,181	－
② 差入保証金（一年内回収予定のものを含む）	4,051	3,417	△633
貸倒引当金(※2)	△9	△9	－
資 産 計	7,223	6,590	△633
① 社債（一年内償還予定含む）	1,938	1,901	△36
② 長期借入金（一年内返済予定含む）	8,669	8,532	△136
③ リース債務（一年内返済予定のものを含む）	269	265	△4
④ 預り保証金（一年内返済予定のものを含む）	853	735	△118
負 債 計	11,731	11,434	△296

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 以下の金融商品は、市場価格がないことから、「①投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	25
非連結子会社及び関連会社株式	743

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,377	—	—	—
売掛金	1,695	—	—	—
差入保証金	62	1,979	396	1,613

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	582	582	242	242	242	48
長期借入金	2,729	2,096	1,631	1,109	525	577
リース債務	117	89	43	14	4	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	3,181	—	—	3,181
差入保証金	—	800	—	800
資産合計	3,181	800	—	3,982

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,617	—	2,617
資産合計	—	2,617	—	2,617
社債 (1年内償還予定を含む)	—	1,901	—	1,901
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	8,532	—	8,532
リース債務	—	265	—	265
預り保証金	—	735	—	735
負債合計	—	11,434	—	11,434

(注)時価の算定を用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価の算定は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債（1年内償還予定を含む）、長期借入金（1年内返済予定を含む）、リース債務

これらの時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価の算定は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識関係

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、小売事業及び小売周辺事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度	
売上高	
生鮮食料品	53,604
グローサリー	24,410
リビング・衣料品	2,795
その他	164
小計	80,975
営業収入	1,159
顧客との契約から生じる収益	82,135
その他の営業収入	1,103
合計	83,238

- (注) 1. 売上高のその他は、連結子会社が営む設備等の管理メンテナンス事業の売上等であります。
2. 営業収入は、消化仕入に係る収益、連結子会社の運営するスポーツクラブ事業の入会金・会費収入等であります。
3. その他の営業収入は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる小売事業に附随する不動産賃貸収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

当連結会計年度		
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,579	1,695
契約負債	1,403	1,630

(注) 当連結会計年度において認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は1,049百万円です。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

948円38銭

(2) 1株当たり当期純利益

5円38銭

貸借対照表

(2026年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流		流	
(資産の部)	9,802	(負債の部)	12,112
現金及び預金	4,295	買掛金	4,595
販売商掛	1,660	一年内償還予定社債	582
貯蔵品	2,720	一年内返済予定長期借入金	2,674
未収入金	15	未払金	947
関係会社短期貸付	863	未払費用	953
その他の資産	74	未払法人税等	179
	171	預り金	68
固有	29,621	与引当金	208
有形固定資産	20,145	賞与引当金	1,613
建物	6,369	契約損失引当金	8
構築物	153	その他の負債	281
機械及び運搬具	363	社長期借入金	1,356
車両及び備品	0	長期借入金	5,766
土地区画整理費	584	繰上債	95
リース資産	12,552	繰上債	953
建設仮当金	119	繰上債	953
無形固定資産	0	繰上債	844
借入金	607	繰上債	48
その他の負債	183	繰上債	1,838
リース負債	395	繰上債	71
リース負債	28	繰上債	174
投資その他の資産	8,868	負債合計	23,261
投資	3,207	(純資産の部)	
関係会社長期貸付	533	株主資本	14,435
関係会社長期積立	191	資本剰余金	4,220
関係会社長期積立	137	資本剰余金	5,766
関係会社長期積立	3,866	資本剰余金	5,766
関係会社長期積立	111	資本剰余金	5,460
関係会社長期積立	828	資本剰余金	570
関係会社長期積立	32	資本剰余金	4,889
関係会社長期積立	△39	資本剰余金	463
関係会社長期積立	24	資本剰余金	960
関係会社長期積立	24	資本剰余金	3,466
		資本剰余金	△1,011
		資本剰余金	1,751
		資本剰余金	1,751
		資本剰余金	16,187
資産合計	39,448	負債・純資産合計	39,448

損 益 計 算 書

(2025年3月21日から
2026年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	80,810
売上原価	57,341
営業総利益	23,469
営業収入	1,544
営業総利益	25,014
販売費及び一般管理費	25,112
営業損失	△97
営業外収益	
受取利息及び配当金	95
情報提供料収入	62
その他	130
営業外費用	
支払利息	94
社債発行費	6
支払保証料	9
その他	12
経常利益	66
特別利益	
投資有価証券売却益	488
特別損失	
固定資産除却損失	52
減損損失	206
税引前当期純利益	297
法人税、住民税及び事業税	202
法人税等調整額	42
当期純利益	52

株主資本等変動計算書

(2025年3月21日から
2026年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,220	5,766	5,766	570	481	960	3,586	5,598
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△190	△190
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△18	-	18	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	52	52
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	-
株式給付信託に対する自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△18	-	△120	△138
当 期 末 残 高	4,220	5,766	5,766	570	463	960	3,466	5,460

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,013	14,572	1,452	1,452	16,024
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△190	—	—	△190
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	52	—	—	52
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	—	—	△0
株 式 給 付 信 託 に 対 す る 自 己 株 式 の 処 分	1	1	—	—	1
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	299	299	299
当 期 変 動 額 合 計	1	△136	299	299	162
当 期 末 残 高	△1,011	14,435	1,751	1,751	16,187

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物 (建物附属設備を除く) は定額法

(リース資産を除く)

その他の資産は定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数

建物 8年～39年

器具及び備品 5年～10年

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>ただし、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。</p>
役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
転貸損失引当金	転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に係る収益認識	<p>当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。販売における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。</p> <p>なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。</p>
当社が運営するポイント制度に係る収益認識	当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を、当事業年度の期首から適用しています。これによる計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	206
有形固定資産	20,145

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項(重要な会計上の見積り)(固定資産の減損)」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	定期預金	63百万円
	建物及び構築物	371百万円
	土地	3,862百万円
	計	4,298百万円

②担保に係る債務	一年内償還予定社債 (銀行保証付無担保社債)	100百万円
	一年内返済予定長期借入金 社債	200百万円 400百万円
	(銀行保証付無担保社債)	
	長期借入金	1,250百万円
	預り保証金	63百万円
	計	2,013百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,675百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

新安城商業開発株式会社 (借入金) 82百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
①短期金銭債権	12百万円
②長期金銭債権	213百万円
③短期金銭債務	247百万円
④長期金銭債務	187百万円
(5) 取締役に対する金銭債務	
①短期金銭債権	－百万円
②長期金銭債権	100百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
その他の営業収入	143百万円
仕入高	2,283百万円
販売費及び一般管理費	795百万円
営業取引以外の取引による取引高	4百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地、建物等	愛知県 8物件	205
賃貸物件	建物等	愛知県 1物件	0

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、備忘価額をもって評価しております。正味売却価額は、鑑定評価額もしくは一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,383,054	100	2,800	1,380,354

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (B B T)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当事業年度期首40,700株、当事業年度末37,900株) が含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取による増加

100株

株式報酬制度としての自己株式の処分による減少

2,800株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	65百万円
契約負債	30百万円
未払事業税	30百万円
未払事業所税	20百万円
減損損失	1,238百万円
資産除去債務	579百万円
ソフトウェア	19百万円
耐用年数短縮による償却超過	153百万円
その他	288百万円
繰延税金資産小計	2,426百万円
評価性引当額	△1,821百万円
繰延税金資産合計	604百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△209百万円
その他有価証券評価差額金	△805百万円
前払年金費用	△261百万円
その他	△172百万円
繰延税金負債合計	△1,449百万円
繰延税金資産との相殺額	604百万円
繰延税金負債の純額	△844百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	サンデイリー株式会社	(所有)直接100.0%(被所有)―	当社商品の製造店舗等の賃貸 資金の貸借	資金の回収 利息の受取	19 0	関係会社 短期貸付金	74

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
貸付に関する金利については、市場金利に基づき決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 849円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2円75銭 |

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 貴 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2025年3月21日から2026年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 貴 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2025年3月21日から2026年3月20日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月21日から2026年3月20日までの第69期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社ヤマナカ 監査等委員会
常勤監査等委員 尾 清 隆子 ㊟
監査等委員（社外取締役） 横 井 陽 子 ㊟
監査等委員（社外取締役） 奥 谷 浩 之 ㊟

以 上

トピックス

TOPICS 01 ヤマナカオリジナルキャラクター「やまるん」誕生

2025年3月29日に、ヤマナカ初となるオリジナルキャラクター「やまるん」が誕生しました。お披露目に伴うクイズキャンペーンやLINEスタンプの販売、オリジナルグッズのプレゼントキャンペーンなどを実施いたしました。

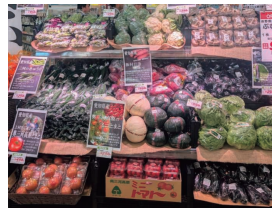
今後もやまるんとともに、各種イベントやオリジナルグッズの作成、SNSでのPRなど幅広い販促活動を行ってまいります。



TOPICS 02 既存店舗リニューアルオープン

2025年8月につるまい店（名古屋市中区）、11月に岡崎北店（旧アルテ岡崎北・愛知県岡崎市）をリニューアルオープンしました。

生鮮・惣菜売場を中心に、鮮度・品質・産地にこだわった商品を強化するとともに、近年需要の高いトレンド商品である生活雑貨や調理器具、食品を扱う専門店の商品を取り揃え、より買い回りしやすい売場へ刷新しました。



TOPICS 03 オリジナル商品の各種受賞

2025年度は、「全国スーパーマーケット おいしいもの総選挙2025」のスイーツ部門において、「ヤマナカオリジナル カステラロール」が金賞を受賞いたしました。

また、日本食糧新聞社が主催する「ファベックス 惣菜・べんとうグランプリ2026」のわが社自慢の惣菜・べんとう部門において、「お魚屋さんの海宝漬け丼」が優秀賞を受賞いたしました。



TOPICS 04 中野社長が「食品産業功労賞」を受賞

当社代表取締役社長の中野義久が、日本食糧新聞社が主催する「第58回食品産業功労賞（流通・情報部門）」において受賞いたしました。

「地域に根ざした店舗づくりを通じて、食の楽しみや安心を提供し、食品流通業界の発展に貢献したことが認められ今回の受賞となりました。



TOPICS 05 東山植物園「花いっぱいプロジェクト」参画

ヤマナカではこれまでレジ袋収益金を活用し、「東山動物園 動物スポンサー（ツシヤママネコ、コアラ）」「のんほいパーク 動物スポンサー（レッサーパンダ）」「名古屋港水族館 法人サポーター」と、子供たちの環境教育支援を続けてきました。このたび新たに「緑化」に関する取り組みとして、「東山植物園 花いっぱいプロジェクト」へ参画いたしました。2025年には当社社長と従業員による苗の植え付けを3回実施し、お花畑を彩りました。



TOPICS 06 各種イベントの開催・協賛

ヤマナカでは社会貢献活動の一環として、各種イベントの開催・協賛を実施しています。

2025年6月に開催されたチャリティーウォーキングイベント「WFPウォーク・ザ・ワールドforアフリカ2025名古屋」、11月に開催された「第12回さわやか健康リレーマラソンin あいち健康の森公園」へ協賛いたしました。

また、2026年2月に34回目となる「ヤマナカ・S&B杯ちびっ子健康マラソン大会」を開催し、約600人の小学生が参加しました。



株主メモ

株主メモ

事業年度	毎年3月21日から翌年3月20日まで
定時株主総会	毎年6月(ただし20日までに開催)
基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月20日 期末配当金 毎年3月20日 中間配当金 毎年9月20日
上場証券取引所	名古屋証券取引所 メイン市場 (証券コード8190)
単元株式数	100株
公告方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.super-yamanaka.co.jp
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)

取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。

第69回定時株主総会決議ご通知につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.super-yamanaka.co.jp>) に掲載させていただき、書面の送付は行わないことといたしますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

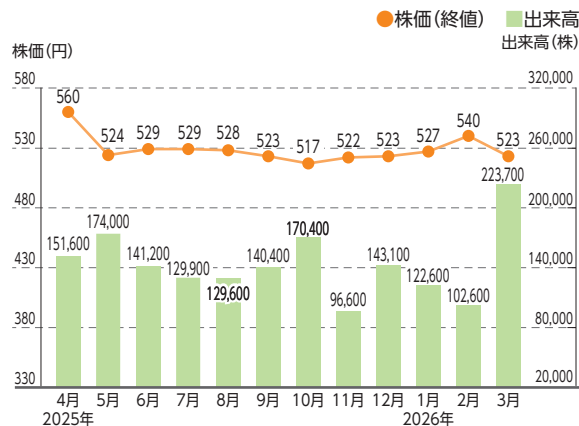
ホームページのご案内

<https://www.super-yamanaka.co.jp/>

お客様、お取引先、当社グループの従業員、学生やパート・アルバイトの採用希望者、投資家など、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して、当社の取り組みを分かりやすく伝えることができ、見やすく、便利なホームページとなっておりますので、ご覧ください。



株価と出来高の推移



株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」

交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約1分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。

*受付は2階でいたしております。



*株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。